主 文

被審人を過料二〇〇万円に処する。 手続費用は被審人の負担とする。

理 由

一、本件記録のほか、当庁昭和四四年(行ウ)第一五五号事件記録、同昭和四四年(行ク)第五三号事件記録および同昭和四四年(行ク)第六九号事件記録によれば、被審人は、昭和四〇年五月七日その従業員で航空士であつたa、航空機関士であつたb、副操縦士であつたc・dの四名(いずれも当時中央運航所乗員部所属)に対し違法争議をしたとの理由により懲戒解雇をしたところ、右四名らから被審人を被申立人として東京都地方労働委員会に右懲戒解雇は不当労働行為であるとし教済命令の申立がなされ(都労委昭和四一年(不)第二〇号不当労働行為申立事へ、所は、昭和四二年八月二二日同委員会から「被申立人は、申立人a、同b、同cに対し、次の措置を含め昭和四〇年五月七日以降同人らが懲戒解雇されなかったと同様の状態に回復させなければならない。

(1) 同人らを原職に復帰させること

(2) 同人らの技能を回復させるために必要な訓練を行うこと

(3) 同人らに対し、同人らが解雇の翌日から復帰までの間に受けるはずであつた 賃金相当額を支払うこと」

との命令を受けたこと、そこで、被審人は中央労働委員会に再審査申立をしたが(中労委昭和四二年(不再)第五三号事件)昭和四四年六月一日同委員会を被告と「再審査申立を棄却する」旨の命令を受けたので、同年八月一日同委員を被告して当裁判所に再審査命令の取消を求める行政訴訟を提起したが(当庁昭和四会は(行ウ)第一五五号救済命令取消請求事件)、一方同年九月六日中央労働委員号昭和四四年(行ク)第五三号教済命令の申立をし(当庁昭和四四年(行ク)第五三号制務の申立人として緊急命令の申立をし(当庁昭和四四年(行ク)第五三号教済命令取消請求事件の判決が確定する当庁昭和四四年(行ウ)第一五五号救済命令事取消請求いての判決が確定するまで、申立人が中労委昭和四二年(不再)第五三号事件において、申立人を被告とするの昭和四二年八月二二日付命令(都労委昭和四一年(不)第二〇号不当労働行為申立事件)に従い、a、b、c および d らを昭和 にで、第二〇号不当労働行為申立事件)に従い、a、b、c および d らを知練を

二、もつとも被審人は、本件緊急命令の不履行なかんづくaら四名の技能を回復させるために必要な訓練を行つていない理由として、実機を使用しての飛行訓練は非常緊急降下(Emergency Descent)をはじめ想像を絶する程過時なものであり、瞬時の操作の誤りも直ちに悲惨な事故に直結するだけに、ることが立ちらには教官と訓練生が文字どおり一体となり完全な相互連繋を維持することが不可欠であることから、被審人は特に訓練生の情緒の安定性につき留意しているといるといるといるとは現在なお解雇事件の当事者として被審人と係争中であるも生がのの当事者として、要するにもならして、同人らに右の如き情緒安定性を期し難く、又多くの教官達にもならに右四名に訓練を施すことに強い不安と反発があり、要するにもないでは、前記の如き危険な訓練を支えるべき教官と訓練生との相互連繋の基礎たる信頼を欠く

為、訓練の安全に到底確信を持てないからに他ならない旨主張するが、飛行訓練の危険性および事故を避ける為の教官と訓練生との相互連繋の必要性は推認するに難くないにしても、右aら四名に対する懲戒解雇は、前記のとおり、同人らにおいて違法な争議をなしたとしてなされたものであつてその乗務員としての技倆ないしは適格性の欠如を理由とするものでない以上、現に右解雇をめぐつて被審人と係争中であるなどの点をもつて情緒安定性を欠くものとみなし、又は教官達の不安・反発を理由に訓練を拒むことは、本件緊急命令を履行しないことにつき正当な理由があるとはなし得ないものというべきである。

三、そうすると被審人の所為は労働組合法第三二条に該当するから、諸般の事情を 考慮のうえ、同条所定の過料金額の範囲内において被審人を過料二〇〇万円に処す ることとし、手続費用の負担につき非訟事件手続法第二〇七条第四項を適用して主 文のとおり決定する。

(裁判官 兼築義春 豊島利夫 神原夏樹)